

# 人的資本可視化指標改訂版、公表

内閣官房・金融庁・経産省

去る3月23日、内閣官房・金融庁・経産省は「人的資本可視化指標（改訂版）」（以下、「本改訂版」という）を公表した。

## 改訂の経緯・内容

人的資本可視化指標は、2022年8月に、人的資本に関する資本市場への情報開示のあり方に焦点を当てて、既存の基準やガイドラインの活用方法を含めた対応の方向性について包括的に整理した手引として編纂されたが、このなかで経営戦略と人材戦略の連動についての具体的な考え方やステップに関する記述は限定的であった。

また、各社の情報開示について、投資家からは、企業価値向上に向けた経営戦略の実現およびそれに紐づく財務指標の改善に向けて必要な人的資本投資が行われているか、という観点からの情報開示が不十分との指摘の声があった。

これらを受けて、本改訂版では、企業が経営戦略と連動した人材戦略を策定し、企業価値向上につながる質の高い人的資本投資を実践・開示するために、

資料が公表された。

国際的な開示基準を踏まえつつ、次の点等について整理している。

- ・人的資本投資・人材戦略を検討する際のフロー
- ・どのような人的資本開示が企業と投資家の建設的な対話に有用であると考えられるか

## 関連資料の公表

本改訂版の公表と同時に次の

- ・戦略に焦点をあてた人的資本開示（投資家の期待に応えるための考え方の整理）（本改訂版別紙）
- ・経営戦略と人材戦略の連動及びそれを踏まえた指標の開示事例（本改訂版付録①）

今後、「人的資本に関する開示基準・開示事項例の整理（付録②）」、「参考資料集（付録③）」が公開予定。

## 会計

# のれんの非償却、検討継続

IFASIF、企業会計基準諮問会議

去る3月13日、財務会計基準機構内に設置されている企業会計基準諮問会議は第56回会合を開催した。

のれんの非償却の導入（選択制）およびのれん償却費の計上区分変更についてテーマ提言されたことを受けて、これまで親委員会にて8回にわたり「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する公聴会が開催され、関係者から意見聴取を行った。

今回、これまでの見解等を踏

まえた分析が示され、今後の進め方について検討が行われた。

(1) のれんの非償却の導入に関する分析

総じて、のれんの非償却よりものれんの償却のほうが表現の忠実性やコスト・ベネフィットの観点で有用な財務情報の提供に資する。ただし、償却については、償却期間の見積りや償却パターンの決め方に一定の課題がある。

また、国際的な整合性の観点

また、国際的な整合性の観点

## 法人企業景気予測調査 (内閣府・財務省) 令和8年1-3月期調査

法人企業景気予測調査は、わが国の経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状および今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的として四半期ごとに調査しています。なお、資本金、出資金または基金(以下、「資本金」といいます)1千万円以上の法人(ただし、電気・ガス・水道業および金融業、保険業は資本金1億円以上)を対象としています。以下は、令和8年1-3月期調査結果の概要です。

対象企業数 14,254社  
回答企業数 11,077社  
回収率 77.7%

景況	●貴社の景況	令和8年1～3月期の「貴社の景況判断」BSIを全産業で見ると、大企業は4.4%ポイントとなり、令和7年7～9月期以降3期連続の「上昇」超となっています。続いて、中堅企業は「上昇」超、中小企業は「下降」超となっています。先行きを全産業で見ると、大企業、中堅企業いずれも「上昇」超で推移する見通し、中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっています。
	●国内の景況	令和8年1～3月期の「国内の景況判断」BSIを全産業で見ると、大企業は8.0%ポイントとなり、令和7年7～9月期以降3期連続の「上昇」超となっています。続いて、中堅企業は「上昇」超、中小企業は「下降」超となっています。先行きを全産業で見ると、大企業、中堅企業はいずれも「上昇」超で推移する見通し、中小企業は「下降」超で推移する見通しとなっています。
雇用	令和8年3月末時点の「従業員数判断」BSIを全産業で見ると、大企業は29.4%ポイントとなり、平成23年9月末以降59期連続の「不足気味」超となり、中堅企業、中小企業はいずれも「不足気味」超となっています。先行きを全産業で見ると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足気味」超で推移する見通しとなっています。	
	令和7年度は、2.3%の増収見込みとなっています。業種別にみると、製造業、非製造業ともに増収見込みとなっています。	
売上高	令和7年度は、2.4%の増益見込みとなっています。業種別にみると、製造業、非製造業ともに増益見込みとなっています。	
	令和7年度は、3.9%の増加見込みとなっています。業種別にみると、製造業、非製造業ともに増加見込みとなっています。	
経常利益		
設備投資		

貴社の景況判断BSI（「上昇」-「下降」社数構成比）		（単位：%ポイント）			
		令和7年10～12月 前回調査	令和8年1～3月 現状判断	令和8年4～6月 見通し	令和8年7～9月 見通し
大企業	全産業	4.9	4.4	2.0	5.6
	製造業	4.7	3.8	0.7	6.3
	非製造業	5.1	4.6	2.5	5.3
中堅企業	全産業	4.7	0.2	1.7	6.8
	製造業	2.3	▲5.9	0.1	4.9
	非製造業	5.4	1.8	2.1	7.4
中小企業	全産業	▲3.7	▲12.9	▲2.9	▲1.6
	製造業	▲10.3	▲18.3	▲1.2	0.3
	非製造業	▲2.5	▲12.0	▲3.2	▲2.0
国内の景況判断BSI（「上昇」-「下降」社数構成比）		（単位：%ポイント）			
		令和7年10～12月 前回調査	令和8年1～3月 現状判断	令和8年4～6月 見通し	令和8年7～9月 見通し
大企業	全産業	6.9	8.0	6.0	5.8
	製造業	4.4	6.1	4.4	5.0
	非製造業	8.1	8.8	6.7	6.1
中堅企業	全産業	5.2	4.3	5.6	5.2
	製造業	4.5	0.7	4.3	2.8
	非製造業	5.4	5.2	6.0	5.9
中小企業	全産業	▲7.0	▲11.6	▲4.4	▲3.3
	製造業	▲15.5	▲17.3	▲3.7	▲1.6
	非製造業	▲5.4	▲10.5	▲4.5	▲3.6

(注)本調査において大企業とは資本金10億円以上の企業を、中堅企業とは資本金1億円以上10億円未満の企業を、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業をいいます。

からは、のれんの非償却の導入は海外投資家が分析している財務諸表における会計処理と整合し、投資家とのコミュニケーションを円滑にすることに役立つ。ただし、国際的な整合性の確保を重視するのであれば、のれんおよび関連する周辺領域だけ対応しても不十分である可能性があると考えられる。

なお、日本基準内での非償却と償却の選択制については、比較可能性の観点から懸念が多く聞かれており、採用は難しい。(2) 仮に非償却を導入する場合の対応

日本基準を改正して非償却の導入を進めることについては、日本基準の枠組みを維持したまま国際的な整合性を高められる利点がある。

一方、その実現にあたっては、無形資産や減損会計を含む広範な基準のセットでの見直しが必要となる。この場合、過去の基準開発の事例に照らせば、基準公表までに少なくとも3年の期間を要するほか、無形資産についてはIASBの基準開発の状況に左右される不確実性も抱えており、大掛かりな改正の工数が必要とする。

また、周辺領域の会計基準(無

形資産、固定資産の減損会計)の改正を行った場合には、議論の発端となった企業結合を行う企業だけでなく、企業結合を行わない企業についても広く影響を受けることとなる。

このため、早期で円滑な対応は難しい。(3) のれん償却費計上区分に関する分析

のれん償却費を営業外費用または特別損失として計上することについては、特段の意見は示されていない。総じて、償却費を営業外費用または特別損失として計上することには意思決定や会計区分の明確性、日本基準上の解釈に関する懸念が残る。

意思決定との関連性では、のれん償却前営業利益の欄を設けることで投資家への情報提供の工夫となり、のれん償却費を営業外費用または特別損失として計上する必要はなくなる。企業会計基準諮問会議でも一定の支持が聞かれている。

今後の進め方

事務局は、テーマ提案に関する判断を行うために必要な情報は相当程度蓄積されたとしても、これまでの意見聴取では聞かれなかった意見を有している利害関係者が存在する可能性

会計・監査・開示  
※来し方行く末

連結財務諸表の特徴②  
作成(3)

公認会計士  
市川 育義

前回説明したとおり、個別財務諸表と連結財務諸表は作成プロセスを異にする。

連結財務諸表は、グループ各社の会計処理を反映した個別財務諸表の作成を前提とするため、作成プロセスの前段階として、グループに属すべき会社の範囲を決定することが重要となり、この点は、個別財務諸表にはない連結財務諸表特有の会計方針ともいえる。

そこで、次に挙げる作成プロセスの前段階の論点について、順次説明していく。

- (1) 子会社の判定
- (2) 関連会社の判定
- (3) 会計処理の統一
- (4) 決算日の統一

まずは子会社投資として、連結手続(合算・相殺消去等)を経て連結財務諸表に反映される「(1)子会社の判定」から始める。子会社についての定義は次のとおりであり、表裏の関係にある親会社が先に定義されている。

「親会社」とは、他の企業の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関(株主総会その他これに準ずる機関をいう。

以下「意思決定機関」という。)を支配している企業をいい、「子会社」とは、当該他の企業をいう(連結会計基準6項)。

会計ビッグバン以前は、持株比率(議決権比率)のみで子会社判定が行われていたため、たとえば持合い構造を複雑化して業績低迷の子会社判定を回避するなど、実質的な子会社の連結は、必ずしも問題視された一方で、議決権の過半数所有に至らないがグループ会社を構成する実質的な子会社が連結財務諸表に反映されないといったことがあった。

このような問題に対して、会計ビッグバン以降は、子会社の判定基準を形式的な持株基準(議決権比率)から、支配の状況を踏まえた実質基準に切り替えることとなったわけである。

このため、前記の親会社の定義においては持株比率(議決権比率)に関する記述はなく、あるのは意思決定機関を支配しているかどうかといった点のみとなっている。しかしながら、意思決定機関を支配しているかどうかといった実質基準のみでは実務上運用は困難となる。

このため、連結会計基準では、

適切な実質判定をサポートするため、具体的な判定基準として次の3つの推定規定が設定されている(連結会計基準7項)。

- ① 「議決権所有割合が50%超」
- ② 「議決権所有割合が40%以上50%以下」かつ「支配が推測される一定の事実が存在」
- ③ 「緊密な者等と合わせて議決権所有割合が50%超」かつ「支配が推測される一定の事実が存在」

①は従前の持株比率(議決権比率)に対応し、最高意思決定機関である株主総会を支配する権限に裏づけられたものであり、強力である。これは、実質基準のなかでは一推定規定として位置づけられているため、反証可能となる。ただし、過半数の議決権比率を所有しておきながら、支配しないとして子会社ではないと反証するのは、事例としてないようと思われる(投資の合理性あり?)。

連結財務諸表規則13条2項3号においても、この点は例外的なケースであることを考慮して、「会社等の名称及び子会社としなかつた理由」の開示が求めており、安易な反証は禁物である(②以降は次回に続く)。

を否定することはできず、本テーマは幅広い利害関係者が関心を寄せているテーマであることを踏まえ、今後の進め方について次の提案を示した。

慎重を期してプロセスを進めるために、これまで収集してきた情報の整理に不足がないか利害関係者に確認する。

具体的には、これまでに収集した情報の整理をウェブサイトで公表し、そこに記載されていない追加的な情報がある場合に

は、当該情報等の提出を求める。また、これまで収集してきた情報の整理に対して特に強い意見を有する利害関係者が存在する場合には、必要に応じて追加的な公聴会を開催することも検討する。

委員からは賛意が多く聞かれた。また、「のれんだけでなく無形資産を含めた幅広い議論を」、「会計基準として改善が見込まれるかが重要」との意見も聞かれた。

## 会計 簡素化された予想信用損失の算定方法の適用単位等、検討

—ASBJ、金融商品専門委

去る3月23日、企業会計基準委員会は、第252回金融商品専門委員会を開催した。

金融資産の減損に関する金融商品会計基準案等についてのコメント対応が審議された。

主な審議内容は次のとおり。  
簡素化された予想信用損失の算定方法の適用単位

前回専門委員会（2026年4月1日号（No.1772）情報ダイジェスト参照）で、個別に検討することが必要であると識

別されている論点として挙げられていた「簡素化された予想信用損失の算定方法の適用単位」について審議が行われた。

予想信用損失適用指針案において、信用リスクの著しい増大に関する判定等について、個別に選択して簡素化された予想信用損失の算定方法を適用できることが提案されている。

公開草案では、これらの適用単位について、具体的な定めを提案しておらず、その明確化を

求める意見や、これを「会計方針」の選択肢として定めるのではなく、「会計上の見積りの方法」と位置づけることが適切との意見も聞かれていた。これを踏まえ、事務局から、簡素化された予想信用損失の算定方法について、次の内容をコメント対応案に記載する提案が示された。

- ① 連結グループ内であっても規模やビジネスモデルの違いから信用リスクの管理手法が異なる場合には、会計方針を統一する必要はなく、それぞれの環境を踏まえた会計処理を行うことが適切である。
- ② 同一企業ではあっても商品の特性等の違いから信用リスクの管理手法が異なる場合に、①と同様の会計処理を行うことが適切である。

償却原価の算定方法等会計処理の選択肢の適用単位

前記の論点と類似する意見が聞かれた。償却原価の算定方法の適用単位についてもあわせて審議された。

金融商品実務指針案において、償却原価の算定方法（手数料を含む）の会計処理に選択肢を設けることが提案されてい

る。また、購入または組成した信用減損債権ではないが、その後には信用減損金融資産となった金融資産について利息不計上の選択肢を設けることも提案されている。

公開草案では、いずれの選択肢についても適用単位に関する具体的な定めを提案していないため、明確化を求める意見が聞かれていた。

これを踏まえ、「償却原価の算定方法および利息不計上の選択肢について、企業の状況と商品の特性の実態に応じて選択す

るものと考えられる旨をコメント対応案に記載する」との事務局案が示された。

専門委員からの意見

専門委員からは、賛意が聞かれた。また、「会計方針の変更」か「会計上の見積りの方法の変更」かの整理が必要」との意見に対して、事務局から「別途、会計方針について寄せられているコメントとあわせて検討する」との回答があった。「コメント対応案ではなく、結論の背景への記載がよいのでは」等の意見も聞かれた。

金融

## ドットプロットが示す高金利時代の到来

3月18日の米連邦公開市場委員会（FOMC）と同時に公表されたFOMC参加者の経済見通しのなかで、ドットプロット（政策金利見通し）は、市場の期待に冷水を浴びせる内容となった。2026年・2027

年の利下げ回数はいずれも「各1回」があらためて確認され、長期均衡金利水準（ターミナルレート）も小幅に引き上げられた。米10年債利回りは4.3%

4.4%台と直近レンジの上限

近辺で推移し、早期利下げ期待は後退した。直近まで市場の一部では6月を起点とした利下げ開始を見込む声があったが、そうした期待が時期尚早であったことをあらためて示した。

利下げ期待が後退した理由は、第一にインフレが高止まりしている点だ。コアインフレの下げ止まりが続く、サービス価格や賃金上昇が物価を下支えしている。第二に景気の底堅さだ。雇用は依然として強く、実質成

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考
2026年 3月13日	温室効果ガス排出の開示に対する改正	SSBJ	ISSBより、2025年12月に「温室効果ガス排出の開示に対する修正—IFRS S2号に対する修正」および「『温室効果ガス排出の開示に対する修正』と整合した結果的修正—『SASBスタンダード』に対する修正」が公表されたことを受け、3つのSSBJ基準を改正するもの。 <a href="https://www.ssb-j.jp/jp/ssbj_standards/2026-0313.html">https://www.ssb-j.jp/jp/ssbj_standards/2026-0313.html</a>
2026年 3月19日	「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等の公布及びパブリックコメントの結果についての更新	金融庁	2月20日公布の、サステナビリティ開示基準の適用開始に向けた環境整備や人的資本開示に関する制度見直し等を行う開示府令等の改正に関して、パブリックコメントに対する「金融庁の考え方」№14～№16(時価総額の定義等)、№73および№74(二段階開示の対象等)が更新された。 <a href="https://www.fsa.go.jp/news/r7/shouken/20260220/20260220.html">https://www.fsa.go.jp/news/r7/shouken/20260220/20260220.html</a>
2026年 3月23日	サステナビリティ保証業務実務指針5000「サステナビリティ情報の保証業務に関する実務指針」	JICPA	わが国におけるサステナビリティ情報に関する制度保証の開始に向けて、サステナビリティ情報の保証業務に関する新たな実務指針として、国際サステナビリティ保証基準5000と整合するよう策定するもの。 <a href="https://jicpa.or.jp/specialized_field/20260323jdf.html">https://jicpa.or.jp/specialized_field/20260323jdf.html</a>
2026年 3月23日	期中レビュー基準報告書1号「独立監査人が実施する中間財務諸表に対するレビュー」、期中レビュー基準報告書2号「独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー」、期中レビュー基準報告書2号実務ガイダンス1号「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める四半期財務諸表等に対する期中レビューに関するQ&A(実務ガイダンス)」の改正	JICPA	ASBJから企業会計基準37号「期中財務諸表に関する会計基準」および企業会計基準適用指針34号「期中財務諸表に関する会計基準の適用指針」等が公表されたことに伴い、期中レビュー基準報告書等について、所要の改正を行うもの。 <a href="https://jicpa.or.jp/specialized_field/20260323abz.html">https://jicpa.or.jp/specialized_field/20260323abz.html</a>

長も持続している。米連邦準備制度理事会（FRB）は「インフレ収束への確信が高まるまで利下げに慎重」という姿勢を事実上固定化した。

問題は金利の「水準」ではなく、高金利が続く「期間」にある。米長期金利の高止まりはドル高圧力を強め、日米金利差の拡大を通じて為替市場にも波及する。むしろ深刻なのは、ドル調達コストの高止まりが資金調達環境を構造的に変えてしまう点である。「いずれ金利は下がる」という前提に基づく資金計画は、もはや機能しにくくなったと考えられる。したがって、各国中央銀行もFRBの動向と無縁ではられない。米金利の高止まりが自国通貨安やインフレ再燃を招くリスクを意識せざるを得ない。

日銀はマイナス金利を脱して正常化の端緒についたばかりで、追加利上げのペースを慎重に見極める局面にある。FRBが「より高く、より長く」を選んだ以上、低金利回帰を前提としたシナリオは再考を迫られる。高金利時代の常態化というパラダイムシフトが、静かにではあるが確実に進んでいる。

証券

ホルムズ海峡情勢に振り回される世界の株価

米、イスラエルがイランに仕掛けた戦争は、4週目に入った。両国は、攻撃開始と同時にイランの最高指導者層を多数殺害し、イランの体制転換まで視野に入れた開戦であるようにみえる。しかし、中東の大国イランは、イスラエル本土、中東諸国に散在する米軍基地にただちに反撃を加え、侮れない戦力の保持を証明した。また、最高指導者層の後継もただちに選出し、体制崩壊を許さない意思を表明、後継指導者の対外姿勢は前任者以上に強硬派とされている。トランプ米大統領は攻撃目標をインフラなど生活に直結した分野に広げていった。一方、イランは中東産石油の輸送の要であるホルムズ海峡を事実上封鎖して日本を始め多くの国の石油輸入を妨害する挙に出た。ホルムズ海峡をめぐる虚々実々の駆け引きが続くなか、3月21日、トランプ氏はイランが48時間以内に海峡を開放しなければ、イランの最重要発電所を爆撃すると表明した。これに対し、イランは発電所が爆破されれば、海

峡を完全に封鎖すると反論した。そして、23日にトランプ氏は発電所の爆撃を5日間延期すると発表した。この措置で事態がどう展開するか、緊張した日々が続いている。

このところ、トランプ氏の発言、それに対するイランの反論があるたびに株価、原油市況、金利などが激しく上下する状況になっている。株価はホルムズ海峡経由原油への依存度が高い国ほど下落幅が大きい。しかし、ホルムズ原油に依存しない国も世界の原油市況が上がれば、自国の石油製品も値上がり、インフレ再燃となるため、株価、金利への打撃が避けられない。

ホルムズ海峡の緊張は日米の金融政策に対しても当局の意図に反した決定を強いた。3月中旬、日米の金融当局は定例の金融政策決定会合を開いた。米連邦準備制度理事会（FRB）は利下げ意向を凍結、日銀は利上げ姿勢を封じ込めざるを得なかった。いずれも原油急騰がもたらすインフレや経済混乱を警戒したためである。